

くろまぐろ型の数量管理に関する青森県計画（試行）

（日本海北部ブロック【県単独管理】）

（太平洋北部ブロック【定置：共同管理、承認漁業：ブロック管理】）

平成28年 7月 1日公表

平成29年 3月27日変更

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 青森県における太平洋くろまぐろは、定置漁業やはえ縄漁業、釣り漁業を中心に漁獲され、地域の資源として重要な位置付けにあるものの、本種の資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、より一層の適切な管理が必要となっている。
- 2 このため、青森県においても本種資源が現状よりも安定的で持続的なものとなるよう、国の基本計画により決定された青森県の漁獲可能量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、太平洋くろまぐろの採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について、青森県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布・回遊状況、資源の動向、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所や、国又は関係都道府県との連携の下、調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、地域水産振興団体内での話し合いなどにより、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進するものとする。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項及び

第3 太平洋くろまぐろの知事管理数量について海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚

（1）青森県日本海海域（むつ市脇野沢から深浦町に面する海域）の数量に関する事項

① 知事管理量

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）について、青森県日本海海域の知事管理量は次表のとおりである。

青森県所属ブロック名	日本海北部ブロック
グループ等構成都道府県名	
管理の対象となる期間	第2管理期間
平成28年の知事管理量	215.2トン

② 採捕の種類別漁獲上限

太平洋くろまぐろ小型魚について、青森県日本海海域の採捕の種類別漁獲上限は次表のとおりである。

採捕の種類	漁獲上限
定置漁業	136.4トン
承認漁業（はえ縄・釣り）	78.8トン

（2）青森県太平洋海域（佐井村から階上町に面する海域）の数量に関する事項

① 知事管理量

太平洋くろまぐろ小型魚について、青森県太平洋海域の知事管理量は次表のとおりである。

	平成28年の知事管理量	管理の対象となる期間	都道府県名
太平洋北部ブロック	14.9トン	第2管理期間	（グループ）北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県及び宮城県
定置網の共同管理分	482.1トン		北海道、青森県（太平洋北部）、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、佐賀県、宮崎県及び鹿児島県

② 採捕の種類別の漁獲上限の目安

太平洋くろまぐろ小型魚について、青森県太平洋海域の採捕の種類別漁獲上限の目安は次表のとおりである。

採捕の種類	漁獲上限の目安
定置漁業	30.3トン
承認漁業（はえ縄・釣り）	10.8トン

2 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

国の基本計画第5の1の（2）に定めるように、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理数量に関し、実施すべき施策に関する事項

1 青森県日本海海域

青森県日本海海域では、水産庁提示ルール（平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知）及び日本海北部ブロックの管理規程に基づき管理を実施することとし、第2及び第3の1の（1）の①に示した小型魚の知事管理量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

（1）全漁法共通

青森県日本海海域の漁業協同組合は協議の上、地区別、採捕の種類別の漁獲上限を別途定め、所属漁業者はこれを遵守するものとする。

（2）定置漁業における資源管理の取組内容

① 7月

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定（毎週土曜日）。
- ・突発的漁獲が確認された以降、1日の網起しの回数を制限する。

② 8月から10月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。

③ 11月から12月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

④ 翌年4月

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

⑤ 翌年5月から6月まで

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定（毎週土曜日）。
- ・突発的漁獲が確認された以降、1日の網起しの回数を制限する。

⑥ その他

- ・第2及び第3の1の（1）の②に示した採捕の種類別漁獲上限の9割5分を超過した場合は、30キログラム未満の生存個体の放流に取り組む。
- ・これらの取組によってもなお漁獲が積みあがる場合は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。

（3）承認漁業（はえ縄・釣り）における資源管理の取組内容

① 通常時

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

② 第2及び第3の1の（1）の②に示した採捕の種類別漁獲上限の7割到達

- ・ 10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・ 休漁日の設定。
- ・ 漁具の規模の制限。
- ・ 操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

③ 第2及び第3の1の(1)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の8割到達

- ・ 10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・ 休漁日の設定。
- ・ 漁具の規模の制限。
- ・ 操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

④ 第2及び第3の1の(1)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の9割到達

- ・ 30キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・ 休漁日の設定。
- ・ 漁具の規模の制限。
- ・ 操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

⑤ 第2及び第3の1の(1)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の9割5分到達

- ・ 30キログラム未満の生存個体の放流に取り組む。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・ 休漁日の設定。
- ・ 漁具の規模の制限。
- ・ 操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。
- ・ 30キログラム未満の個体を目的とした操業を自粛する。

⑥ その他

- ・ これらの取組によってもなお漁獲が積みあがる場合は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。

2 青森県太平洋海域

青森県太平洋海域では、水産庁提示ルール、太平洋北部ブロックの管理規程及び第2管理期間における定置網の共同管理に関する基本的枠組みに基づき管理を実施することとし、第2及び第3の1の(2)の①に示した小型魚の知事管理量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

(1) 全漁法共通

青森県太平洋海域の漁業協同組合は協議の上、地区別、採捕の種類別の漁獲上限を別途定め、所属漁業者はこれを遵守するものとする。

(2) 定置漁業における資源管理の取組内容

第2及び第3の1の(2)の②の定置漁業の漁獲上限の目安の期間毎の目安は次表のとおりとし、この目安を遵守するため以下の取組を実施する。

期 間	数量（平成28年7月からの累計）
平成28年10月末まで	1.7トン
平成29年 2月末まで	2.8トン

① 7月

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された以降、1日の網起しの回数を制限する。

② 8月から10月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された以降、1日の網起しの回数を制限する。

③ 11月から翌年1月まで

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

④ 翌年4月

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。

⑤ 翌年5月から6月まで

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。
- ・休漁日の設定。
- ・突発的漁獲が確認された以降、1日の網起しの回数を制限する。

⑥ その他

- ・第2及び第3の1の(2)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の目安の9割5分を超過した場合は、30キログラム未満の生存個体の放流に取り組む。
- ・これらの取組によってもなお漁獲が積みあがる場合は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。

(3) 承認漁業（はえ縄・釣り）における資源管理の取組内容**① 通常時**

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

② 第2及び第3の1の(2)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の目安の7割到達

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

③ 第2及び第3の1の(2)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の目安の8割到達

- ・10キログラム未満の生存個体の放流に努める。（電気ショッカーの使用抑制）
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。

・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

④ 第2及び第3の1の(2)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の目安の9割到達

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に努める。(電気ショッカーの使用抑制)
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。

⑤ 第2及び第3の1の(2)の②に示した採捕の種類別漁獲上限の目安の9割5分到達

- ・30キログラム未満の生存個体の放流に取り組む。(電気ショッカーの使用抑制)
- ・休漁日の設定。
- ・漁具の規模の制限。
- ・操業日数を抑制し、高単価時期への漁期シフトに努める。
- ・30キログラム未満の個体を目的とした操業を自粛する。

⑥ その他

- ・これらの取組によってもなお漁獲が積みあがる場合は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。

3 漁獲報告

県は、水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲実績を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。

4 警報等の発出及び操業自粛要請

(1) 青森県日本海海域

県は、第2及び第3の1の(1)に示した採捕の種類別漁獲上限の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、一定割合に達した時点で警報等(7割で注意報、8割で警報、9割で特別警報)を発出し、9割5分を超過した場合は操業自粛を要請する。

(2) 青森県太平洋海域

県は、第2及び第3の1の(2)に示した知事管理数量又は採捕種類別漁獲上限の目安の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、水産庁からの助言を得ながら、一定割合に達した時点で警報等(7割で注意報、8割で警報、9割で特別警報)を発出し、9割5分を超過した場合は操業自粛を要請する。なお、定置網の共同管理については、第2管理期間における定置網の共同管理に係る基本的枠組みにより、警報や操業自粛を要請する。

5 遊漁者及び遊漁船業者に対する取組

(1) 漁業者の取組について周知を図る。

(2) 漁業者に対して警報を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。

- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛を要請する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 第4の3の漁獲報告については、水産庁提示ルール、日本海北部ブロックの管理規程、太平洋北部ブロックの管理規程及び第2管理期間における定置網の共同管理に係る基本的枠組みに基づいて行うもののほか、次に示す状況に応じて、頻度をあげることとする。
 - (1) 通常時：月1回
 - (2) いずれかの採捕の種類漁獲実績が漁獲上限（又は目安）の7割を超えた場合：月2回（1～15日、16日～末日）
 - (3) 定置漁業については、上記のほか、以下のとおりとする。
 - ① 日本海 7月及び翌年6月：毎日
 - ② 太平洋 7月及び翌年5月から6月：毎日
- 2 県は、漁獲実績を集計し、速やかに、漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、ブロックを構成する（共同で管理する）各都道府県に通知する。